

(公印省略)  
県支広第30044-18号  
令和3年9月10日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

### 群馬県緊急事態措置の延長について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年9月9日(木)に開催しました、第60回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県緊急事態措置を延長することを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

#### ー緊急事態措置の主な内容ー

##### (1) 緊急事態措置の実施期間

令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで(18日間)  
(休業要請及び営業時間短縮要請期間: 同上)

##### (2) 緊急事態措置の区域等

県内35市町村

※詳細は『群馬県緊急事態措置(第2弾)』を御確認ください。

担 当: 県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎  
T E L: 027-226-2148  
F A X: 027-223-2944  
e-mail: y-fumi@pref.gunma.lg.jp